

3. 平成19年度以降の指導監督の実施について

ア. 指導監督の円滑な実施について

- 介護保険制度における指導監督については、平成18年4月の改正介護保険法の施行を受けて、各都道府県及び市町村の参考となるよう、「介護保険施設等指導指針」及び「介護保険施設等監査指針」の改正を行い、平成18年10月23日付けで、老健局長通知「介護保険施設等の指導監督について」（以下「指導・監査指針」という。）を発出したところである。
- 今後は、この指導・監査指針を参考として都道府県及び市町村における指導監督体制の整備及び実施体制の確保を図られたい。
- また、指導・監査指針の中で記載した指導指針の第5-2-(2)に基づく、実地指導に関するマニュアルについては、先般、「介護保険施設等実地指導マニュアル」（平成19年2月7日老指発第0207001号）を発出したところであり、国においては、都道府県及び市町村との合同指導として行う平成19年度以降の介護サービス事業者等（以下「事業者等」という。）に対する実地指導については、本マニュアルに基づき実施することとしているので了知されたい。
- なお、都道府県及び市町村の指導監督事務の質の更なる向上を図る観点から、所属の指導監督担当職員の各種研修会への積極的な派遣等、研修機会の確保に努めていただくことについても併せてお願いする。

イ. 指導・監査指針の留意事項について

(ア) 指導指針について

- 全てを公費で負担し、その実施内容まで行政が責任を持っていた措置制度の時代と異なり、利用者と事業者等との相互契約で利用が決定され、保険料を中

心に公費がバックアップする現在の介護保険制度では、おのずと行政の役割も異なり、サービス利用に関する利用者と事業者等の適正な環境をつくることが重要である。

- このため、指導においては、介護サービスを行う事業者等に対して適切でより良いサービスを提供できるように育成支援することを主眼としていることに留意されたい。

① 集団指導

- 集団指導は、適正なサービスを提供するための事業者等に対する必要な情報伝達の間であることから、今後は指導監督に関する事項だけでなく、介護保険担当課等とも十分な連携を図り、遵守すべき介護保険制度の内容や各種のサービス提供の取り扱い、報酬請求に関する事項等についても強方に周知徹底に努めること。
- また、集団指導の実施にあたっては、講習会方式に拘わらず創意工夫により、効率的・効果的な集団指導の実施に努めること。
- 離島、へき地など、地域的な事情により、その都度、事業者等を参集して集団指導を実施することが困難な場合については資料の送付を行うなど、確実に速やかな情報の提供に努めること。

② 実地指導

- 平成19年度における実地指導の重点事項としては、認知症の高齢者や介護が必要な度合いが中重度の高齢者に対応したサービスの質的な向上を図ることが重要であり、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）の制定や身体拘束禁止規定にかかる介護報酬上の身体拘束廃止未実施減算の創設などを踏

まえ、次のことを事業者等に対し重点的に指導されるようお願いしたい。

- ① 高齢者虐待及び身体拘束についての認識の普及
- ② 高齢者虐待防止及び身体拘束禁止に関する制度理解の推進
- ③ 高齢者虐待防止及び身体拘束禁止に向けた事業所等の積極的な取り組みの推進
- ④ 高齢者虐待防止及び身体拘束禁止に向けた、指定基準及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に規定されているケアプランを含む「一連のプロセス」に基づくサービス提供の推進
- ⑤ 「ケアプラン」や「他職種協働によるケア」をベースにした報酬上の加算についての適正な請求の推進

(運営指導)

- ・ 運営指導は、実地指導マニュアルの中の「運営指導マニュアル」を参考に指導にあたられたいこと。
- ・ 運営指導にあたっては、ケアプランの個々の内容や実施方法そのものに関与するのではなく、虐待防止や身体拘束禁止につながる個別の利用者へのサービス提供プロセスの重要性の理解等について主眼をおくこと。

(報酬請求指導)

- ・ 平成18年4月の介護報酬改正により各種加算等が相当数創設され、より個別ケアに向けた取り組みが重視されたところであるが、本来加算等については、事業者等からの届出により介護報酬を請求し、請求にあたっては、当然報酬基準上の要件を担保していることが必要となっているところである。
- ・ このため、常に毎月の報酬請求においては事業者等自身で請求にあたって不備等がないよう確認し、請求することが求められていることから、介護報酬請求の指導にあたっては十分その旨を周知するとともに

に、介護報酬基準上の要件を担保しているか否かは請求事業者等自身に挙証責任があることについての理解の推進に努めること。

(イ) 監査指針について

- 本来、指定基準を遵守してサービス提供を行うのは介護保険法上の指定を受けた事業者等の最低限の責務であり、このため、事業者等は常に指定基準内容について違反がないように確認を行うとともに、違反した場合には速やかに是正を図り、必要に応じて報酬上の措置を事業者等自身でとるよう集団指導等で周知を行うことが重要である。
- しかしながら、指定基準の違反事実を認識しながら放置していたり、不正請求を行っているような悪質な事業者等に対しては、都道府県及び市町村は法律上に規定した監督規定の権限を行使し、不適正な保険給付を是正することが必要なところである。
- このため監査は、悪質な指定基準違反及び不正請求に対して特に機動的に対応することが重要であり、このためには必要な情報の収集、分析が可能となるよう日頃から体制を整備し、機動的で適確な監査が実施出来るようにされたい。
- 監査の実施にあたっては、特に下記の点に留意されたい。
 - ① 法律や指定基準の根拠条文を明確にして、不正や違反事実を判断すること。
 - ② 不正や違反となる事実内容については、挙証資料を的確に把握するとともに、不正や違反の相手方となる事業者等の管理者等から不正や違反事実の確認が取れる書類を徴収すること。
 - ③ 指定基準違反を伴わない不正請求の監査については、介護保険法上、指定の取消し等の適用を判断するとともに「偽りその他不正の行為」によるものかどうかについても「不正利得の徴収等」の観点から判断するなど、

指定権者と保険者の十分な連携のもと、保険給付の適正化に十分努められたいこと。

- ④ 監査については、介護保険法第5章の各規定に基づき実施することとなるが、従来行っていたような指定基準違反を確認するための悉皆的なチェック方式を「報告等」の各条文に基づき都道府県及び市町村の判断で実施することは可能であるが、集団指導の強化を図るようお示ししたことを踏まえ、行政事務上の効率性や効果も十分考慮して取り組まれたいこと。

- 市町村において、地域密着型サービスの事業者の監査を行う場合、認知症高齢者が多数利用していること、地域密着型のサービスとして制度上位置付けられていること等を十分理解し、利用者処遇上の困難性にも十分留意して画一的な監査とならないよう留意されたい。

- なお、改善勧告書及び改善命令書とそれに対する改善報告書のひながたを添付しているので、都道府県及び市町村におかれては、行政指導及び行政処分の際の参考とされたい。

ウ. 都道府県における市町村に対する助言等について

- 先般（平成19年1月15日）開催された「全国厚生労働関係部局長会議」において、平成19年度以降の新たな指導監督事務の本格実施に向けて、各都道府県におかれては管内市町村に対し、指導・監査指針内容について再度周知徹底を図るとともに、これら指定及び指導監督事務の実施に関し必要な助言及び適切な援助を行っていただきたい旨、お願いしたところである。

- これは、昨年7月以降、国において都道府県及び政令指定都市を中心に個別にヒアリングを行い、都道府県によっては、国から提供された情報等に関して、管内市町村及び事業者等に対しての情報伝達が十分とはいえない状況が見受けられたことからである。

各都道府県におかれては、本日の資料及び説明内容も含め、管内市町村に対し、その趣旨の周知及び必要な情報の伝達を行っていただくとともに、必要な場合には助言及び適切な援助を行っていただくようお願いしたい。

なお、管内の市町村によっては、当該市町村の指定に係る地域密着型サービス事業者等が少数の場合があると思われるが、このような場合には、通常の間与の中で地域密着型サービス事業者の実態が容易に把握できることから、形式的な指導監督体制の構築でなく、国の指導・監査指針及び都道府県等の指導監査要綱等を十分参考とし、検討を行った上で地域の実情にあった指導監督体制、実施体制、実施要綱等を平成19年度中に整備されるよう併せて周知していただくようお願いしたい。

エ. 厚生労働大臣の監督上の役割

(ア) 都道府県及び市町村に対する厚生労働大臣の間与

- 介護保険法第5章に規定する事務については、地方自治法上の自治事務としての処理を都道府県及び市町村において実施いただいているところであるが、制度上必要な間与については、地方自治法上「法律又はこれに基づく政令」に基づくこととされていることから、介護保険制度上では、介護保険法第197条に規定しているところであり、今回新たに制度化した地域密着型サービスに係る市町村の事務処理に関しても同様とされたところである。
- このため、この介護保険法第197条に基づく助言及び勧告を実施するにあたっては、各都道府県及び市町村から、その指導監督事務の実施状況を実地にヒアリングすることとしている。
 - ◇ 本省においては、都道府県・指定都市・中核市を対象に原則毎年度、実地に指導監督状況についてヒアリングを実施する。
 - ◇ 地方厚生局においては、市区町村（指定都市及び中核市を除く。）を対象に実地に指導監督状況についてヒアリングを実施する。

ヒアリングの対象となる市町村については、担当ブロックごとの地方厚生局が都道府県と相談して決定することとしているので、ご協力願いたい。

なお、市町村の選定に当たっては、当分の間、地域の市町村の介護保険事務の状況を考慮し、地域の中における中核的な市町村からヒアリングを行うこととしているので了知されたい。

具体的には、以下の事項を中心にヒアリングすることを予定している。

① 指定及び指導監督体制

- ・ 指定事務の体制
- ・ 指導及び監査体制
- ・ 関係部局等との連携体制及び合同指導の状況

② 指定等事務の状況

- ・ 事業者等の指定等の状況

③ 指導及び監査に係る実施要綱等の策定等

④ 指導及び監査の実施方法、実施状況等

(指導)

- ・ 集団指導及び実地指導の実施方法等
- ・ 指導の実施状況

(監査)

- ・ 監査の実施方法等
- ・ 監査の実施状況
- ・ 監査後の措置

(イ) 事業者等に対する厚生労働大臣による関与

○ 介護保険法第24条による関与

- ・ 国は、都道府県及び市町村に対して実施する指導監督状況のヒアリングと併せて、事業者等に対し合同指導として実地指導を実施。
- ・ この場合における実地指導結果については、国から事業者等に対し通知し

報告を求めるとともに、合同指導を実施した都道府県及び市町村に対し、その旨の通知を行うものとする。

オ. 平成19年度の実施スケジュール

- 平成19年度の国における各都道府県及び市町村に対する実地ヒアリングのスケジュールとしては、別添のとおり、各都道府県及び市町村の指定事務の処理と指導監督の体制が整う、5月頃から開始する予定であるので、ご承知置き願いたい。